

ひとり親家庭医療費助成制度について

ひとり親家庭等の経済的負担軽減・健康維持のために医療費の一部を助成する制度です。

①対象者

20歳未満の児童を監護・養育している「配偶者のいない父、母、又は養育者」及びその方が養育する「18歳までの児童（18歳になった年度末まで）」

- ✓高鍋町内に住所があり、生活保護を受給していない方
- ✓児童扶養手当法第9条に規定する所得の範囲内の方

②申請に必要な書類

- 保護者及び児童の健康保険証
- " の個人番号（マイナンバー）の分かるもの
- 保護者の身分証明書（顔写真のあるもの）



③助成額

対象者一人につき、1か月の医療費合計額から1,000円を除いた額を助成します。

※1か月の医療費合計額が1,000円以下の場合には助成できません。

※ここでいう“医療費”とは、「保険診療分の自己負担額」を指します。

（入院時の食事代や室料、診断書代等の保険外診療分は含まれません）

④助成の方法（外来と入院で異なります）

《外来の場合》

病院で診療を受け発行された領収書を、翌月以降に役場福祉課に提出して申請してください。もしくは、申請書に直接医療機関の証明を受けてください。

提出された領収書や申請書を基に計算し、後日、助成額を保護者の口座に振り込みます。

※役場に提出（申請）するときは、認め印と振込先の分かるものをお持ちください。

《入院の場合》

入院代の支払時にひとり親家庭医療費受給資格証を病院に提示することで、1,000円のみを支払いとなります。

※ただし、食事代などの「保険外診療分」は助成対象外のため、別途支払う必要があります。

⑤その他

- ・医療費助成の申請は、病院を受診した月から1年以内に行ってください。1年を過ぎると対象外となります。
- ・毎年8月に受給資格の更新手続きがあります（別途通知します）。
- ・中学生までの児童には、子ども医療費助成（自己負担額なし）が優先されます。



適正な受診をこころがけましょう！ — — — — —

- 信頼できるかかりつけ医をもち、重複受診（はしご受診）はやめましょう。
- 緊急でない場合は、休日や夜間の診療を控えましょう。
- 効き目・安全性が同じで低価格なジェネリック医薬品の利用を相談しましょう。
- お薬手帳を持参すると、薬同士の飲み合わせを確認できます。また、通院の際
- 2回目以降の薬代が40円ほど安くなる場合があります。

ひとり親家庭医療費助成制度は、町民の皆さまの貴重な税金で実施しています。
制度の安定的な運営のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

ひとり親家庭医療費助成Q & A

Q. ひとり親家庭医療費助成制度は何歳まで利用できますか？

A. 児童は18歳になった年度末まで、親は扶養する児童が20歳になる月まで利用することができます。※例として、高校卒業後自分で生計をたてるようになった子の親は利用できません。

Q. この制度を利用する要件に「児童扶養手当法に規定する所得の範囲内」とありますが、現在、私は他の親族（父や母、兄弟等）と同居しており、その親族の所得が高いため、児童扶養手当を受給していません。この場合、ひとり親医療費助成制度は利用できないのでしょうか？

A. ひとり親医療費助成制度では、児童を監護・養育している方の所得で判定するため、他の親族（保護者の父や母、兄弟等）の所得を含まない場合があります。実際に児童を誰が扶養しているのか（保険証や税の申告状況等で確認）で判断を行うため、児童扶養手当を受給していない方でもひとり親医療費助成制度の対象となる場合があります。

Q. 病院を受診したときは毎月申請したほうが良いのですか？

受診した翌月以降に、1か月分をひとり1枚の申請書にまとめて申請いただきます。毎月申請する必要はなく、数か月分をまとめて申請することもできます。

ただし、申請期限は「病院を受診した月から1年以内」なのでご注意ください。1年を超えると助成対象外となります。

Q. 申請後、助成額の振り込みまでどれくらい日数がかかりますか？

毎月20日を締日としており、その日までに申請があったものについて、翌月末に振り込みます。（例：4月受診分を5月20日に申請した場合、6月末に助成額を振込）

Q. 去年の4月4日に受診した領収書を提出していませんでした。

今日は1年後の4月20日ですが、1年経過しているため申請できないのですか？

A. 申請可能です。病院を受診した月から1年以内は申請を行うことができますので、この場合では4月末が申請期限となります（5月になると申請できません）。

Q. どの病院で受診しても対象になりますか？

A. 歯科や皮膚科等でも、保険診療代金として支払ったものであれば対象です。同じように、病院から発行される領収書を役場に提出してください（県外の病院分でも構いません）。

Q. 病院を複数受診したときはどうしたら良いですか？

A. 複数受診した場合でも、領収書を役場に提出し、医療費助成の申請を行ってください。1枚の申請書に、同じ月に受診した領収書をまとめて添付できます。

Q. 領収書をなくしたときはどうしたら良いですか？

A. 病院で領収書の再発行を受けるか、申請書に証明を受けてください。なお、証明にかかる代金は助成されませんのでご注意ください。